

神奈川県青少年保護育成条例の改正の方向性（案）

1 規制対象の拡大

現行では個室に限られている規制対象を、個室でない営業や無店舗型営業に拡大する。

(1) 店舗型有害役務営業

ア 店舗で、従業員が専ら異性客の体に接触するサービスを提供する営業【リフレ】

イ 店舗で、従業員が専ら異性客に対し性的感情を刺激する姿態等を見せる営業【見学、撮影】

ウ 店舗で、従業員が専ら異性客に同伴し、遊興させる営業【コミュニケーション】

エ 飲食店等のうち、従業員が客の性的感情を刺激する衣類を着用するもの、又は、青少年が接客することを連想させる広告等を使用若しくは衣類を着用し、かつ従業員に専ら異性客を接客させるもの【喫茶、ガールズ居酒屋、ガールズバー】

(2) 無店舗型有害役務営業

ア 従業員を派遣し、専ら異性客の体に接触するサービスを提供する営業【派遣リフレ】

イ 従業員を派遣し、専ら異性客に対し性的感情を刺激する姿態等を見せる営業【派遣見学、派遣撮影】

ウ 従業員を派遣し、専ら異性客に同伴し、遊興させる営業【散歩、派遣コミュニケーション】

2 有害役務営業における禁止行為の規定の新設

現行の、個室性のある営業の規制は、青少年の健全育成を阻害すると認められる施設を、児童福祉審議会の意見を聴いて知事が指定し、指定された施設は青少年の立入や雇用を禁止するという規制方法である。

しかし、無店舗型の営業は、施設を指定する方法での規制はできないこと、「JKビジネス」には簡単に業態を変え、規制を逃れるような営業が多く、即効性のある対応が求められることなどから、改正後は指定制をとらず、1の営業を営む場合はすべて、青少年の雇用・勧誘・立入を禁止する。

3 その他の改正

(1) 青少年の立入等禁止表示の義務化

(2) 従業員名簿の備付けの義務化

(3) 立入調査の対象に「事務所」を追加

(4) 営業停止命令の新設

(5) 罰則規定の追加